

# 財政健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成26年度決算における財政健全化判断比率（4指標）と資金不足比率についてお知らせします。

なお、それぞれの指標には財政の健全性を判断するための基準が設けられており、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定めなければならないとされています。

平成26年度決算に基づき算定された本町の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標についても基準を下回っています。各指標については、次のとおりです。

## ○ 健全化判断比率

健全化判断比率の名称	那 須 町	早期健全化基準	説 明
実質赤字比率	-	13.92%	一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、当町の実質収支は黒字で実質赤字は発生しており、該当ありません。
連結実質赤字比率	-	18.92%	全会計を対象とした比率で、当町の一般会計等の実質赤字額及び公営企業会計の資金不足額はいずれも発生しており、該当ありません。
実質公債費比率	9.6% 〔10.0%〕	25.0%	一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの標準財政規模に対する比率（過去3カ年の平均）です。
将来負担比率	74.4% 〔66.6%〕	350.0%	一般会計等において将来的に支出することが見込まれる額から、充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率です。

※実質公債費比率と将来負担比率の〔〕内の数値は、平成25年度の数値です。

※早期健全化基準とは、健全化判断比率がその値を超えた場合は早期健全化団体の指定を受け、早期健全化計画を定めた上で自主的な改善努力により財政の健全化を図ることとなる基準です。

## ○ 資金不足比率

特別会計の名称	那 須 町	経営健全化基準	説 明
水道事業会計	-	20.0%	各特別会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。
下水道事業特別会計	-	20.0%	
観光事業特別会計	-	20.0%	
宅地造成事業特別会計	-	20.0%	

※経営健全化基準とは、資金不足比率がその値を超えた場合は経営健全化団体の指定を受け、経営健全化計画を定めた上で自主的な改善努力により経営の健全化を図ることとなる基準です。

■問合せ 企画財政課財政係 ☎72-6906

## 住むまちの 明日をみつめて土地活用 10月は土地月間です

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。  
将来の子供たちのため、また明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効な利活用が非常に大切です。

土地の有効な利活用の実現のためには、国や地方公共団体が出来る限りの取り組みを行うことはもちろんですが、土地政策に対する皆さまのご理解とご協力が何よりも不可欠です。

この機会に、豊かで安心できる、住みよい社会を築いていくために、皆さんもぜひ一度、土地の有効活用について考えてみませんか。

## 大規模な土地取引をした 場合には届出が必要です

### ■届出の必要な面積

○都市計画区域（那須地域）

5,000㎡以上

○都市計画区域外（芦野・伊王野地域）

10,000㎡以上

※農地の取引は除きます。

■届出期限 土地の売買契約日から2週間以内

■届出先 企画財政課（本庁3階）

※この届出は国土利用計画法に規定されているものです。

※詳しくはお問い合わせください。

■問合せ 企画財政課総合政策係

☎72-6906